テクノスルガ・ラボ 販売店向け基本約款

平成22年1月18日改訂

目　的　第1項　この販売店向け基本約款は、株式会社テクノスルガ・ラボ(以下、「当社」という)の扱う微生物試験、菌株分譲、化学分析及びその他試験・分析の委託、並びに当社製品の購入等(以下、「本業務」という)の受注・支払いを代行して頂くにあたり、当社との間における秘密保持、支払い、並びに検体・試料の輸送、倫理面等の関連法規制・各種規定の遵守について適用されるものとします。

機密保持　第2項　当社は、受注・支払いを代行して頂く販売店様(以下、「貴社」という)又は貴社のお取引先(以下、「お取引先」という)より開示頂いた情報や、本業務にて知り得た貴社及びお取引先の秘密情報(以下、「秘密情報」という)の一切を、貴社又はお取引先の同意なしに第三者へ公表することはいたしません。ただし以下のものは例外とします。

(1) 法的根拠に基づく要請及び、届出、裁判所の命令、その他法令に従って開示されたもの
(2) 公知、公用のもの
(3) 貴社又はお取引先より開示・提供を受けた後、当社の責めによらずに公知・公用となったもの
(4) 貴社又はお取引先より開示・提供を受けた際、既に当社にて所有していたもの
(5) 貴社又はお取引先より開示・提供を受けた後、開示・提供された情報及び、検体・試料とは関係なく、当社が独自に創出したもの
(6) 本業務において、動物検疫所・植物防疫所に対し、輸入禁止品の確認を行う場合
(7) お取引先が「割引会員」を希望した場合、「お客様登録カード」の法人名、所属の項目
(8) 感染・被爆等が発生した際、感染症予防法等による被害の届出

第3項　当社と初めて取引することになるお取引先については、「お客様登録カード」により当社への登録をお願いいたします。検体・試料、報告書、証明書、成績書、製品等の宛先及び送付先は、秘密保持漏洩のリスクを削減するために、ご登録頂いたお取引先情報に基づき、原則お取引先と直接行います。

第4項　当社は、本業務の検体・試料を第三者へ譲渡しません。ただし、試験・分析不可能又は、処理能力を超える場合、お取引先に確認を頂いた旨を貴社に報告した上、本業務の全部又は、一部を第三者に委託することがあります。その際、当社の委託先に前項と同様の機密保持を負わせ、当社は、委託先に対し必要最小限のお取引先の情報を開示し、及び検体・試料を提供することができるものとします。

業務の中止　第5項　貴社又はお取引先の都合により、本業務を途中で変更もしくは中止した場合、その時点までに必要とした諸費用を全て請求いたします。

第6項　当社は、本業務において、バイオセーフティレベル 3 以上(日本細菌学会バイオセーフティ指針等)に相当する生物、感染症の疑いのある(ヒト・動物由来)検体並びに、放射性物質等(以下、「有害物」という)により、人体へ甚大な健康影響が予め予測されている検体・試料の取り扱いはしません。また検体・試料にこれらの有害物を含むものと判明した場合、即時に依頼された業務を中止します。その際の検体・試料の処分は、お取引先と協議の上、決定した内容を貴社に報告した後、判明までに要した諸費用及び処分費用を全て請求いたします。

責任の範囲　第7項　貴社又はお取引先より開示頂いた情報の内容に偽りがあり、これによって当社が被った損害と法的責任は、貴社及びお取引先が負うものとします。

第8項　貴社又はお取引先が納期期限を要望する場合、本業務開始前に書面にて当社の承認を得ることを必要とします。ただし貴社又はお取引先より開示頂いた情報では、本業務開始前に当社が知り得ることのできない生物学的及び物性的な特性に起因する納期期限の延長については、貴社及びお取引先と当社の協議の上で決定するものとし、これに伴う貴社及びお取引先の損害について、当社は、賠償する責任を一切負いません。また、検体・試料の輸送の際に発生した破損による汚染や損害は、貴社又はお取引先の責任とし、当社は、賠償する責任を一切負いません。

第9項　本業務の遂行に当っては、当社並びに貴社及びお取引先は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法)、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律」(改正感染症法)、国際航空運送協会(IATA)による航空輸送規則、個人情報保護法、倫理指針、並びに危険物取扱等の各種規定を遵守するものとします。

第10項　当社は、お取引先の検体・試料を本業務のみに使用し、その検体・試料に関わる知的財産権や利用権等の全ての権利を主張しません。また、当社は生物多様性条約に伴う提供国との利益配分(ABS)について、権利を主張せず、その一切について関知しません。

第11項　貴社又はお取引先が本業務による報告書、証明書及び成績書を複製して第三者へ開示した情報は、第2項の秘密情報には該当しないものとし、当社は、機密保持の責任を負いません。

第12項　当社は、貴社又はお取引先からお預かりした検体・試料に対して、本業務終了までの間、最善と考えられる方法にて保管しますが、この方法は微生物の生育性、菌相(叢)、物質の安定性を保証するものではありません。

支払の義務　第13項　費用のお支払い方法は銀行振込とし、原則として請求書発行月の翌月末日以内に指定された銀行口座に振込むこととします。

第14項　当社は、試験・分析の販売店様向け価格を用意していないため、最新の価格表に従った取引となります。貴社とお取引先との費用については、お取引先にご負担して頂く必要があります。当社は、貴社及びお取引先の費用に関する責任を一切負いません。

第15項　当社は、支払い期日を過ぎても入金確認ができない場合、遅延損害金として、遅延金額につき支払期日の翌日から支払完納日まで年10%の割合による利子を貴社に請求することができるものとします。

販売店登録　第16項　本業務は、当社の「販売店登録」をして頂いた上で遂行します。本基本約款の不適合や当社の与信管理等に適合しないと判断した場合、業務遂行中であっても、当社は、本業務を中止及び販売店登録を解除することができるものとします。

第17項　貴社は、販売店登録カードによる登録の記載内容に変更が生じた場合、直ちに変更手続きをすることが必要となります。

不可抗力　第18項　天災地変、戦争、テロ等の不可抗力により、本基本約款に基づく義務の不履行及び履行遅滞により生じた損害については互いに責を負わないものとします。

協議事項　第19項　その他定めのない事項については、貴社と当社の協議の上、決定します。

株式会社テクノスルガ・ラボ